

滋賀文教短期大学と長浜市教育委員会との連携協力に関する協定書

滋賀文教短期大学（以下「甲」という。）と長浜市教育委員会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に連携協力することにより、人的・知的資源の交流・活用を図り、併せて教員を目指す学生の養成及び資質の向上を図り、もって乙の所轄する学校における幼児・児童の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（実施機関）

第2条 前条に規定する連携は、甲と乙の間で実施する。

（内容）

第3条 甲と乙が連携協力する内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の学生の教育実習に関すること。
- (2) 甲の学生のインターンシップに関すること。
- (3) その他、甲と乙が必要と認める事項

（方法）

第4条 甲と乙が連携協力するに当たっては、相互の教職員及び学生の派遣、受入れ及び施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を提供するものとする。

（経費）

第5条 甲と乙が連携協力するための経費は、原則として各機関が負担する。

（受け入れ条件）

第6条 甲は実習生に対し、甲が指定する学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険に加入させるものとする。

第7条 甲は実習生に対し、健康診断を受けさせるものとし、施設・学校より健康診断書の提出を求められた場合は、速やかにこれを提出する。

2 教育実習に参加する甲の学生は、抗体検査により麻疹に対する抗体があると医師により認められた者とする。また保育実習に参加する甲の学生は、抗体検査により麻疹に対する抗体があると医師により認められた者及び検便の結果により陰性が認められた者とする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

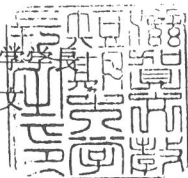
2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲と乙は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各1通を所持する。

平成23年11月25日

甲 滋賀文教短期大学 学長

松本 博文



乙 長浜市教育委員会 教育長

伊藤 宏太郎

